

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成27年10月29日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 塩田 洋司  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング 3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 公社債・公社債投資信託に係る税制改正について

### 1. 課税方式の見直しについて

平成25年度税制改正により、「金融所得課税の一本化」に伴い、株式や公社債等に係る課税方式の見直しが行われています。この改正の中で、公社債等については、平成28年1月1日以後から、“特定公社債等”と“一般公社債等”に区分されるとともに、“特定公社債等”は、「上場株式等」の区分に、“一般公社債等”は「非上場株式等」の区分にそれぞれが追加されることになり、申告分離課税の対象となります。このうち、“特定公社債等”については、「公社債 ※1」及び「公社債投信 ※2」が対象となり、下記のように改正前後において、課税方式の見直しが行われます。

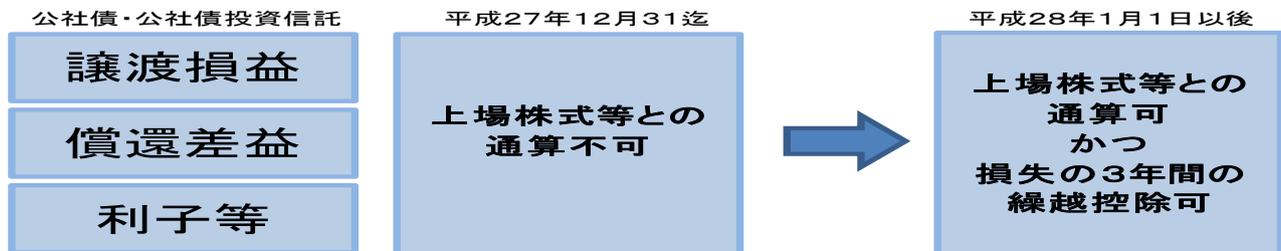
※1 公社債 … 国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債等

※2 公社債投信 … 公募公社債投信の受益権・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権等



### 2. 損益通算範囲の見直しについて

上記の課税方式の見直しにより、“特定公社債等”が「上場株式等」の区分に追加された結果、平成28年1月1日以後からは、下記のように、“特定公社債等”について、損益通算の範囲の見直しが行われます。



### 3. まとめ

改正前の平成27年12月31日までは、個人に係る公社債・公社債投資信託の譲渡損益については、原則として、非課税となっています。改正後の平成28年1月1日以後の譲渡については、20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となるとともに、譲渡益が出ている場合には課税されるため、ご注意下さい。また、平成27年までに取得した特定公社債等については、特定口座ではなく、一般口座を通じて取得することになるため、現在保有の特定公社債等は受入ができません。この点については、一定の手続き等により、特定口座への受入ができる経過措置が設けられています。既に特定口座を開設済みの場合は、手続きは不要で、自動的に特定口座への受入が可能な証券会社もあるようなので、証券会社等へご確認ください。

上記の改正を踏まえて、現在お持ちの公社債や公社債投資信託について、含み益が発生している場合には今年中に売却すれば、含み益に対する課税は原則として非課税となります。そして、含み損が発生している場合には、来年以後に売却いただければ、他の含み益が出ている上場株式等の損益と通算することができます。さらに、通算後においても控除しきれない場合においては、3年間の繰越控除も可能となります。是非、ご自身の所有されている特定公社債等について、今後の価額の動向とそれに対応する税金との関係を考慮いただき、値上がり・値下がりや繰越控除を考慮しないのであれば、益が出ている場合には今年中に売却、損が出ている場合には来年以降に売却する等、有利な売却時期を選定されることをお勧め致します。